

# 利用約款

利用約款を遵守のうえご利用願います



# 利用約款

## <約款の利用>

第1条 当俱楽部場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、当俱楽部会則による外、本約款に従ってご利用頂きます。

## <利用契約の成立>

第2条 当俱楽部場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、スタート時刻を確認のうえ、所定の署名簿に署名して下さい。それにより当俱楽部は署名者の施設利用をお受けすることになります。

## <利用の申込み・違約金等>

第3条 当俱楽部ご利用の申込みは、予約日を明示して予約係に申込んで下さい。

予約に違約が生じた場合は、当俱楽部の別に定める規定に従っていました。

## <利用引受の拒絶>

第4条 当俱楽部は、次の場合には利用をお断わりすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕が無いとき。
2. 非会員については、会員の同伴、又は紹介が無いとき。
3. 天災・気象条件、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
4. 利用者が暴力団員、又は暴力団関係者である場合。
5. 利用者が暴力団員を同伴した場合におけるその利用者、及びその同伴者。
6. 利用者が刺青をしている場合。
7. 偽名、又は他人名義で申込みが行われた場合。
8. 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められたとき。
10. その他の理由により当俱楽部を利用されることが好ましくない事由があるとき。
11. その他、本約款に違反したとき。

## <休場日・開場時間>

第5条 当俱楽部の各施設の休場日と開場時間は、当俱楽部の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

## <利用継続の拒絶>

第6条 当俱楽部は次の場合には、利用の継続をお断わりすることがあります。

1. 公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為があったとき。
2. 当俱楽部に対して好ましくない行為があったとき。
3. 天災、その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないとき。
4. 技術が著しく未熟であって、他のプレーヤーに迷惑を掛けたとき。
5. ルール・マナー、及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
6. その他、本約款に違反したとき。

球して下さい。

## <フォアキャディの合図>

第13条 フォアキャディの合図は、先行組みが通常第2打を打ち終り、通常の飛距離外に前進したと判断されるときの合図ですが、合図があつても打者は自らの飛距離を自分で判断して打球して下さい。

## <打者の前方に出ないこと>

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

## <隣接ホールへの打ち込み>

第15条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。  
隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球すると共に、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

## <退避>

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打球者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

## <ホールアウト後の退去>

第17条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し、安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

## <雷鳴があった場合>

第18条 雷雲・雷鳴がある場合には、直ちにプレーを中止し、非難小屋・茶店・俱楽部ハウス等最寄の安全な場所に退避して下さい。

## <火気使用の禁止>

第19条 コース内や俱楽部ハウス内での火気使用は、所定の場所以外は厳禁致します。マッチの燃え殻・煙草の吸殻は消えているのを確認して灰皿に入れて下さい。

## <違背の場合の責任>

第20条 利用者が第10条・第11条・第12条・第13条・第15条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、及び第10条・第11条・第14条・第16条・第17条・第18条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は

当俱楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。

＜プレー終了後のクラブの確認＞

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いが無いか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、瑕疵等について当俱楽部は責任を負いません。

＜施設、什器備品に損害を与えた場合＞

第22条 利用者の故意又は過失により、当俱楽部の施設・什器備品に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

＜施設内への持ち込み品＞

第23条 施設内には、下記のものを持ち込む事をお断わり致します。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲・刀剣、及び劇毒物類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの

＜行為の禁止＞

第24条 施設内では、下記の行為はお断わり致します。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内への立入り
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
5. 但し、第2項・第3項については、特に許可した場合を除きます。

以上

本約款は、平成12年7月1日付を以て実施致します。



 ジャパンビレッジゴルフ俱楽部

〒669-2162 兵庫県篠山市今田町本荘黒石

TEL 0795-97-3888

FAX 0795-97-3880